○財務省令第八十一号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十三条及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）第七条の規定に基づき、関税法施行規則及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

関税法施行規則及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙第一号書式	**別紙第一号書式**